

令和5年5月
国 税 庁

「国税通則法施行規則第十五条第一項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件の一部を改正する件を廃止する件（国税庁告示第二十号）」の概要

- 1 「国税通則法施行規則第十五条第一項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件の一部を改正する件（令和四年国税庁告示第二十五号）」は、廃止する。
- 2 上記告示は、令和五年五月三十一日から適用する。